



# 平林地域まちづくり協議会 令和4年度通常総会議案書

～自然と文化、ひとがかがやく支えあいの平林～



## □ 目次

---

### ○議事

議第1号 令和3年度事業報告及び収支決算の承認について .....	1
議第2号 令和4年度事業計画(案)及び収支予算(案)の承認について .....	24
議題3号 平林地域集落活性化支援要項(案)の承認について .....	29
議題4号 平林地域まちづくり協議会役員の承認について.....	39

### ○参考資料

令和4年度 役員・代議員名簿等名簿

平林地域まちづくり計画

平林地域まちづくり協議会規約

平林地域まちづくり新聞 2021年6月15日号 (Vol.19)

議第 1 号

令和 3 年度事業報告及び収支決算の承認について

令和 3 年度事業報告及び収支決算について、監査報告書を付して別紙のとおり承認を求めます。

令和 4 年 4 月 4 日 提出

平林地域まちづくり協議会 会長 小池 利也

□ 令和3年度 活動報告

項目	開催日	内容	出席者	
通常総会（書面議決）	R3. 4. 5（月）	R2年度事業報告及び収支決算、R3年度事業計画（案）及び収支予算（案）、第4期まちづくり計画（案）について	-	
運営委員会	第1回目	R3. 8. 4（水）	R3年度スケジュール、集落活動支援及び元気づくり応援事業審査、ほか	12
	第2回目	R3. 10. 4（月）	小・中学校との連携事業、集落活動支援事業審査について ほか	13
	第3回目	R3. 10. 18（月）	神事に係る取り扱いについて、要項等の整備について	14
	第4回目	R3. 12. 13（月）	関係人口創出事業について、集落活動支援事業、元気づくり応援事業 ほか	13
	第5回目	R4. 3. 14（月）	R3年度事業報告、決算見込、R4年度事業計画案、収支予算案について ほか	15
正副会長打合せ会	第1回目	R4. 2. 28（水）	R3年度事業報告、決算見込、令和4年度通常総会について、R4年度事業計画案、収支予算案について	2
荒川クリーン作戦	R3. 4. 29（木）	コロナ禍により各集落の判断で環境整備を実施	-	
2020東京オリンピック聖火リレーイベント	R3. 6. 5（土）	聖火ランナーを沿道で、のぼり旗を持って盛り上げ役として参加（会長出席）	1	
平林小学校運動会	R3. 9. 29（土）	運動会時、よさこい踊りをする際の鳴子を購入（280個）砂山まちづくり協議会と按分	-	
平林小学校区長代表との懇談会	R3. 7. 24（土）	平林地域区長会要望事項について（会長出席）	-	
第1回 神林地区まちづくり協議会連絡会議	R3. 12. 20（月）	関係人口創出事業の取組について、副座長選任について、合同研修会について（木村副会長出席）	5	
関係人口創出事業 第1回 実行委員会	R3. 7. 27（火）	R2年度の事業報告及び収支決算について、R3年度事業計画案及び予算案について ほか	25	
第1回 事業実施団体との打合せ会	R3. 8. 5（木）	事業計画について（事務局出席）	8	
第1回 役員・部会長及び共催者会議	R3. 8. 19（木）	事業計画について、課題検討について（事務局出席）	14	
第1回 役員・部会長会議	R3. 9. 21（火）	Facebookアカウントの開設、事業実施の可否について（事務局出席）	7	
イベント事業	R3. 10. 23, 24（土・日）	ハロウィンかぼちゃランタンづくり、かかしづくり、ススキを使ったフクロウづくり、アンケート調査（松本委員・木村委員出席）	20	
第2回 役員・部会長会議	R3. 12. 13（月）	ハロウィン&かかし祭の報告、アンケート調査結果及び豪華賞品の抽選方法について	8	
第3回 役員・部会長会議	R4. 3. 28, 29（月・火）	R3年度事業報告及び決算見込について ※持ち回りで説明	6	
第1回 かみはやし互近所ささえ～る隊会議	R3. 5. 20（木）	かみはやしささえあいの日啓発活動、消防団とのワークショップ計画案、ささえあいカタログVol. 3について	15	
第2回 かみはやし互近所ささえ～る隊会議	R3. 7. 29（木）	かみはやしささえあいの日啓発活動、消防団とのワークショップ計画案について	17	
消防団とのワークショップ	R3. 11. 10, 24（水）	消防団とのワークショップ開催（神林方面隊31部）（事務局出席）	-	
第3回 かみはやし互近所ささえ～る隊会議	R3. 12. 2（木）	かみはやしささえあいの日啓発活動、消防団とのワークショップについて ほか	14	
第4回 かみはやし互近所ささえ～る隊会議	R4. 2. 10（木）	「ささえあいカタログVol. 3」の校正、次年度事業計画案意見集約 ほか	13	
村上市互近所ささえ～る隊会議 合同研修会	R4. 3. 22（火）	神林地区活動報告（ささえあいカタログ、消防団とのワークショップ、ささえあい活動）	-	
広報	R3. 10. 1（金）	関係人口創出事業#うえるかみing 第4号発行		
（関係人口創出事業実行委員会）	R3. 12. 15（水）	関係人口創出事業#うえるかみing 第5号発行		
（まちづくり協議会関係）	R3. 6. 15（火）	まちづくり新聞平林地域版第19号発行		
	R4. 3. 15（火）	まちづくり新聞神林地区版第13号発行		
	随時	-	ホームページ、Facebookページの更新	

□ 集落活動支援事業 報告

集 落	松 沢	事業名	稲ワラ保存 小屋造作事業	
実施日・期間	8月21日～11月7日		参加者数	47 人
総事業経費	49,000円		交付金額	40,600 円
事業内容	雨漏りのない保管小屋の造作を行い、稲を刈り取り束にしフェンスにかけ乾燥させ、乾燥した稲ワラを保管小屋に納め、その後ワラ打ちを行い、それをすぐり、注連縄用の稲ワラを作った。			
事業効果	注連縄用の稲ワラ確保も雨もりのしない保管小屋として改修されたことで、稲ワラすぐりから保管まで効率のよい作業ができるようになった。			

保管小屋造作



稲ワラ刈取り



稲ワラすぐり作業



□ 集落活動支援事業 報告

集 落	小岩内	事業名	防災に関する備品整備	
実施日・期間	10月14日		参加者数	— 人
総事業経費	47,000円		交付金額	35,900 円
事業内容	避難する際に要配慮者等を車いすを使用して安全な場所へ移動することができる。			
事業効果	高齢者や足、腰等の不自由な方を安全なところへ避難させることができる。			

令和3年度整備品



車イス



□ 集落活動支援事業 報告

集 落	川 部	事業名	コードリール及び電気ポット購入	
実施日・期間	5月6日		参加者数	— 人
総事業経費	23,056円		交付金額	10,000 円
事業内容	災害時の避難場所での使用が期待できる。			
事業効果	災害時や屋外で電気供給に対応することができる。			

令和3年度整備品



コードリール



電気ポット

## □ 集落活動支援事業 報告

集 落	湯ノ沢	事業名	防災備品(バッテリー式照明器具)購入	
実施日・期間	1月14日		参加者数	- 人
総事業経費	118,600円		交付金額	40,250 円
事業内容	防災備品として救援救護、消防団の夜間屋外訓練などで活用。			
事業効果	近年多発する自然災害に備えて救援活動に活用することができ防災力強化が期待できる。			

### 令和3年度整備品



- ・充電式スタンドライト本体 2台
- ・リチウムイオンバッテリー 4台
- ・バッテリー充電器 1台



□ 集落活動支援事業 報告

集 落	平林	事業名	史跡整備事業	
実施日・期間	4月1日～11月末		参加者数	60 人
総事業経費	150,947円		交付金額	53,250 円
事業内容	登山者に快適に危険なく楽しんでいただけるよう、役員と賛同者とで年に数回登山道の整備を実施。			
事業効果	遊歩道・山道の整備により、快適により安全に不動滝ハイキングを楽しんで足を運んでくれる人が増えている。			

作業風景



□ 集落活動支援事業 報告

集 落	宿 田	事業名	花いっぱい運動(植栽)	
実施日・期間	6月13日	参加者数	53	人
総事業経費	28,500円	交付金額	28,500	円
事業内容	花壇6基に色とりどりの花を植える。			
事業効果	センター前の花壇に花を植えたことにより華やかになった。多くの子ども達にも参加してもらい、良い経験と興味を持って作業に取り組んでもらった。			

活動写真



□ 元気づくり応援事業 報告

集 落	松 沢	事業名	パインバレー湿原活用地域活性化事業	
実施日・期間	5月30日～11月7日		参加者数	181 人
総事業経費	129,948円		交付金額	100,000 円
事業内容	新しく植物散策図を作成し、植物散策ツアーを実施。また木道の整備、植物調査、水生動物調査・野鳥の観察・小屋の補強を実施。			
事業効果	パインバレー湿原の木道の修繕と木道の延伸や小屋の補強も行うことができ、コロナ禍ではあったが散策者が増えた。来年度は、案内看板やパンフレット作成の予定である。			

活動写真



□ 元気づくり応援事業 報告

集 落	川 部	事業名	防災用品収納庫購入事業	
実施日・期間	11月22日		参加者数	— 人
総事業経費	56,000円		交付金額	28,000 円
事業内容	区所有の防災用品等を適切に収納・保管管理する。			
事業効果	防災用品の収納・保管を適切に行うことができる。			

令和3年度整備品



防災用収納庫



□ 元気づくり応援事業 報告

集 落	湯ノ沢	事業名	グラウンド整備及び防災用品発電機購入事業	
実施日・期間	5/8・9、6/12・13、8/21・22	参加者数	139	人
総事業経費	150,581円	交付金額	75,000	円
事業内容	年6回のグラウンド整備(草取り等)を実施したが、コロナ禍により運動会は中止となった。中止により、小型発電機を購入させていただいた。			
事業効果	運動会は中止となったが、次年度の開催に向けてグラウンドの環境整備活動は継続的に実施していく必要がある。			

グラウンド整備(草刈り及び清掃)作業風景



防災用発電機



□ 元気づくり応援事業 報告

集 落	平 林	事業名	イルミネーション事業	
実施日・期間	12月5日～1月8日		参加者数	87 人
総事業経費	100,571円		交付金額	100,000 円
事業内容	百年会会員の皆さま(老人クラブ)PTA会員の皆さま、幼児、児童と集落役員で楽しくイルミネーションの飾りつけを行い、夕方4時に点灯式を行った。			
事業効果	平林集落の住民が一堂に会し、1つの目標に集結できる機会を得て、感動を味わえた。			

イルミネーション飾りつけ作業風景



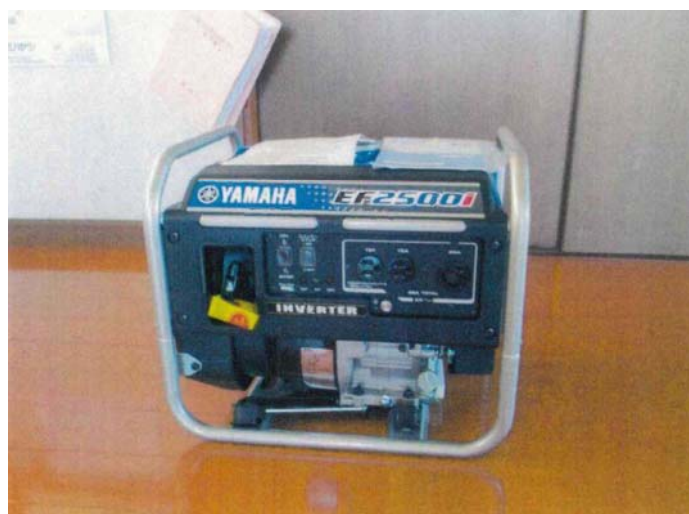
イルミネーションとてもきれいに飾り付けができました！



□ 元気づくり応援事業 報告

集 落	宿 田	事業名	防災用品発電機等購入事業	
実施日・期間	12月1日		参加者数	— 人
総事業経費	205,920円		交付金額	50,000 円
事業内容	宿田神楽を継承する事業がコロナ禍により中止となり、小型発電機及びスタンドライトを購入した。			
事業効果	災害等における有事の際生命と健康に対する危険は重大であり、非常事態に対応するため、発電機及びスタンドライトを整備した。			

令和3年度整備品



発電機

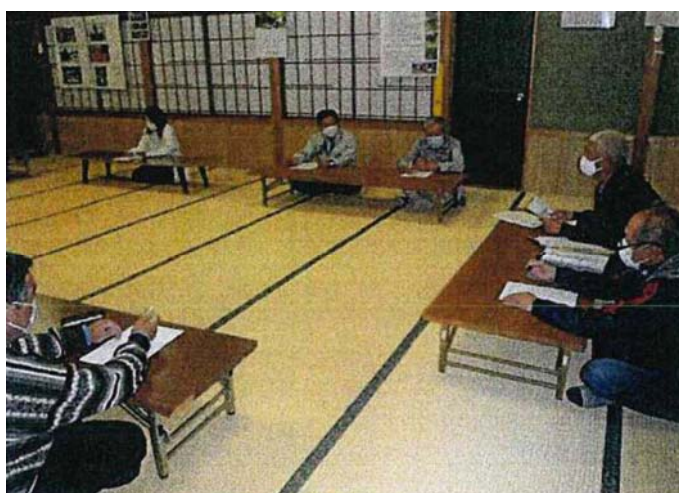
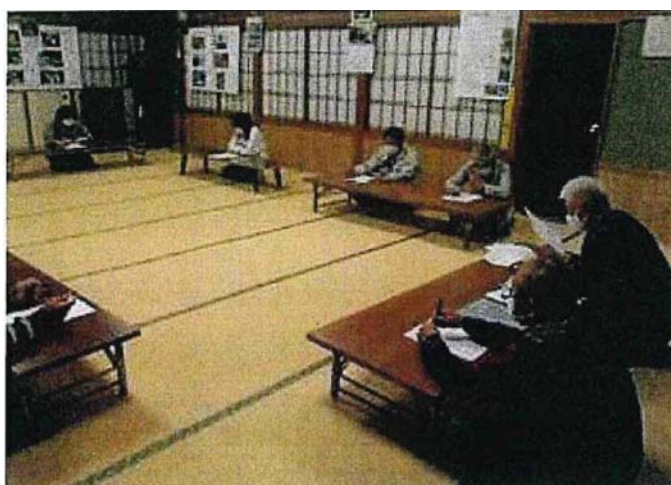


スタンドライト

□ 集落課題解決への取組事業 報告

集 落	松 沢	開催場所	松沢多目的センター	
実施日	5月23日		参集者	区協議員、まちづくり委員、他団体 17人
検討した課題	1. 買い物支援・移動スーパー事業について 2. コロナ下でのまちづくり事業について 3. 今後の集落のまつり等について			
取組内容	1. 週一に移動スーパーが来てくれている状況から、他の移動スーパーは「時期尚早」。 2. 屋外の事業、人数制限をしたうえで開催する。(高校生以下は配慮) 3. 夏まつり、秋まつりは中止とする。			

会 議 写 真

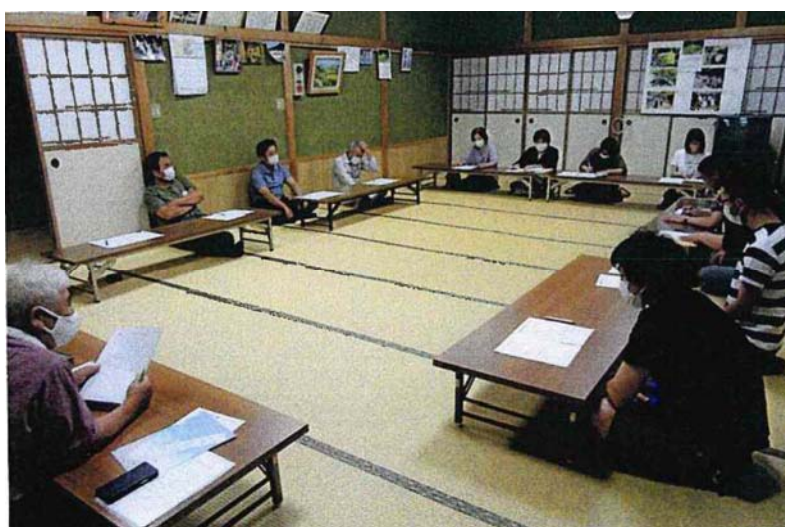




□ 集落課題解決への取組事業 報告

集 落	松 沢	開催場所	松沢多目的センター
実施日	10月10日	参集者	区協議員、まちづくり委員、消防団部長、区防災 15人 士
検討した課題	1. 総合防災訓練実施内容及び協力について 2. コロナ禍でのまちづくり事業について		
取組内容	1. 1時間以内として、人数制限をしたうえで実施。 2. 防災訓練終了後、高校生以下の参加を配慮したうえで、集落活動支援事業を実施する。		

会 議 写 真



□ 集落課題解決への取組事業 報告

集 落	湯ノ沢	開催場所	集落開発センター
実施日	11月6日	参加者	区役員、防災士、消防団 15人
検討した課題	消防団の活性化に向けた入団者の増員及び参加率の向上について		
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落内居住の若者が少なく高齢化が進んでいる。</li> <li>・本人の参加意欲がなく、集落への貢献意識が低い。</li> <li>・親の集落業への理解度が低く親が反対するケースが多い。</li> <li>・団員間の年齢が離れているため意思疎通が難しく連帯感が乏しい。</li> </ul>		
課題解決対策案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員間で懇親会を開催して意思疎通を図ってはどうか。</li> <li>・集落内活動を消防団OBが消火栓点検等の手伝いをして手助けして団員の役務を軽減することも可能ではないか。</li> <li>・消防部長が集落総会等で参加の呼びかけを実施する。</li> </ul>		

会 議 写 真



□ 集落課題解決への取組事業 報告

集 落	平 林	開催場所	平林ふれあいセンター
実施日	6月26日	参集者	区役員、農家組合、消防団、PTA、百年会、ほか 20人
検討した課題	1. 地域活動計画について 2. 地域元気づくり事業について 3. 盆踊りについて 4. 市への要望について 5. 集落危機管理対策について 6. 防災訓練について		
協議内容	1. 2. コロナ禍ではあるが、可能な限り実施する方向で検討する。 3. 盆踊り大会は中止。 4. 市への要望は昨年と同じとする。 5、6 防災訓練について実施することで確認した。		

会 議 写 真



□ 集落課題解決への取組事業 報告

集 落	宿 田	開催場所	宿田ふれあいセンター
実施日	11月23日		参集者 区役員、防災士、防災推進委員 など 30人
検討した課題	災害対策の対応、災害発生時の役割分担と対応、避難経路の確認		
取組内容	災害発生想定(地震震度5レベル)区長を本部長とし防災推進委員など役割分担を確認し、災害発生時に宿田区の住民を安全に家族、安否確認をし、危険個所の確認をした。		
次年度以降改善点	避難行動をする際、要配慮者が多くなってきているため、安全場所の確保など話し合う必要がある。		

会 議 写 真



## 平林小学校連携事業

よさこい踊り用 鳴子購入補助（全校児童分）



平林地域まちづくり協議会長、砂山地域まちづくり協議会長  
平林小学校代表児童者へ鳴子の贈呈式（令和3年9月29日）



## 小学校連携事業

平林小学校運動会（10月9日開催）

寄贈した鳴子を使用した「よさこい踊り」の様子



## 東京2020オリンピック聖火リレーイベント（村上開催）

聖火ランナーを沿道で盛り上げるため、神林地区5つのまちづくり協議会の会長が参加



## 令和3年度 平林地域まちづくり協議会 収支決算

収入 (単位:円)

区 分	当初予算額	補正額	補正後予算額	決算額	比 較	説 明
1 地域まちづくり交付金	1,677,000	0	1,677,000	600,000	▲ 1,077,000	地域まちづくり交付金
2 繰越金	805,404	0	805,404	805,404	0	前年度繰越金
3 諸収入	596	0	596	10	▲ 586	利息等
合 計	2,483,000	0	2,483,000	1,405,414	▲ 1,077,586	

支出 (単位:円)

区 分	当初予算額	流用額	流用後予算額	決算額	比 較	説 明
1 地域振興費	300,000	0	300,000	0	300,000	
1 地域交流事業	300,000	0	300,000	0	300,000	コロナ禍により事業中止
2 研修費	100,000	0	100,000	7,670	92,330	
1 研修事業	100,000	0	100,000	7,670	92,330	集落課題解決_話し合いの場 お茶代
3 地域コミュニティ支援経費	946,000	50,000	996,000	699,100	296,900	
1 集落活動支援事業	330,000	0	330,000	196,100	133,900	各集落の事業を支援
2 元気づくり応援事業	516,000	0	516,000	353,000	163,000	手上げ方式による支援事業
3 関係人口創出・拡大事業	100,000	50,000	150,000	150,000	0	関係人口出事業実行委員会への負担金
4 安全安心な暮らし対策事業	50,000	19,700	69,700	69,700	0	
1 安全安心な暮らし対策事業	50,000	19,700	69,700	69,700	0	平林小学校連携事業(39,900円)、神林中学校連携事業(10,000円)、防災啓発チラシ(19,800円)
5 健康・福祉増進経費	10,000	0	10,000	10,000	0	
1 ささえあいの地域づくり事業	10,000	0	10,000	10,000	0	ささえあいカタログ作成費負担分
6 環境保全・改善経費	10,000	0	10,000	2,580	7,420	
1 環境整備事業	10,000	0	10,000	2,580	7,420	荒川クリーン作戦 消耗品
7 組織運営経費	474,000	76,000	550,000	483,759	66,241	
1 役員報酬費	262,000	0	262,000	262,000	0	会長 32,000円×1 副会長 22,000円×1 運営委員 17,000円×12 監事 2,000円×2 計 262,000円
2 費用弁償	20,000	0	20,000	2,000	18,000	会長会議出席 2回分
3 会議費	30,000	0	30,000	16,112	13,888	会場借り上げ料1,500円×6回=9,000円 お茶代等
4 消耗品費	35,000	76,000	111,000	110,140	860	コピー用紙、事務用品等、のぼり旗、封筒他
5 印刷製本費	65,000	0	65,000	53,856	11,144	まちづくり新聞(地域版、地区版)
6 口座振替手数料	2,000	0	2,000	605	1,395	口座振替手数料
7 郵便料	60,000	0	60,000	39,046	20,954	切手代
8 予備費	593,000	▲ 145,700	447,300	0	447,300	
合 計	2,483,000	0	2,483,000	1,272,809	1,210,191	

収入額合計 1,405,414     
 支出額合計 1,272,809     
 次年度繰越額 132,605  
-      =



## 令和3年度 監査報告書

規約第19条第1項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第2項の規定により次のとおり報告します。

### 第1 監査の対象

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの会計年度を監査の対象とした。

### 第2 監査方法

事業報告書、収支決算書、通帳及び出納簿について、事務局が管理する証拠書類と照合するとともに、説明を聴取して監査した。

### 第3 監査期日

令和4年4月3日


### 第4 監査の結果


監査に付された事業報告書、収支決算書、通帳、出納簿及びその他添付書類について照合した結果、いずれも適正に処理されていると認めた。

令和4年4月3日

平林地域まちづくり協議会

会長 小池 利也 様

監事 木村 清美 

監事 佐藤 知江 

議第 2 号

令和 4 年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について

令和 4 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について、別紙のとおり承認を求めます。

令和 4 年 4 月 4 日 提出

平林地域まちづくり協議会 会長 小池 利也

## SDGs（持続可能な開発目標）における17のゴール



### 【地方創生SDGs】

地方創生は、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指しています。地方が将来にわたって成長力を確保するには、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化が重要です。特に、急速な人口減少が進む地域では、くらしの基盤の維持・再生を図ることが必要です。

持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たっては、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができるため、SDGsを原動力とした地方創生を推進します。

SDGsにおいては、17のゴール、169のターゲットが設定されるとともに、進捗状況を測るための約230の指標（達成度を測定するための評価尺度）が提示されています。これらを活用することにより、行政、民間事業者、市民等の異なるステークホルダー間で地方創生に向けた共通言語を持つことが可能となり、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能となります。これらによって、地方創生の課題解決を一層促進することが期待されます。

（出典：内閣府HP）

### 【平林地域SDGsの方向性】



## □令和4年度事業計画（案）

区 分	事業名、取組項目	実施 時期	対 象	取 組 内 容	備 考
1 地 域 の 課 題 解 決、地 域 振 興 及 び 交 流	(1) 地域交流事業				
	交流事業の実施	4月～ 11月	全世帯	地域内の親睦と交流を図るため、コロナ禍でも工夫を凝らして交流事業を実施する。	
	(2) 地域の課題解決のための基盤整備と人材育成				
	まちづくり研修会の実施	通年	全住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民を対象とした研修会や先進地視察研修などを開催し、まちづくり活動のあり方や取り組みを学ぶ。</li> <li>・地域の課題解決や活性化に向けた話し合いの場づくりに取り組む。</li> </ul>	
	(3) 地域コミュニティ支援事業				
	地域コミュニティを支援する	通年	集落	<p>集落の課題解決や活性化を図ることを目的として、集落事業に対して支援を行う。</p> <p>【集落活動支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松 沢:区内植物を活用し特産品を長期保存する事業</li> <li>・小岩内:集落助け合いの日事業</li> <li>・湯ノ沢:観桜会・カラオケ大会</li> <li>・葛籠山:集落防災訓練、炊き出し訓練事業</li> <li>・平 林:史跡整備事業</li> <li>・宿 田:観桜会事業</li> </ul>	
集落			<p>地域の課題解決や活性化に意欲的な取り組みをする集落の活動に対し、手上げ方式により支援を行う。</p> <p>【元気づくり応援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松 沢:みどり豊かな里山「松沢湿原」立ち上げ事業</li> <li>・川 部:集落交流会事業</li> <li>・湯ノ沢:集落運動会事業</li> <li>・葛籠山:集落住民交流事業</li> <li>・平 林:イルミネーション事業</li> <li>・宿 田:伝統文化継承事業</li> </ul>		

区 分	事業名、取組項目	実施 時期	対 象	取 組 内 容	備 考
1 地 域 の 課 題 解 決、地 域 振 興 及 び 住 民 交 流	(3) 地域コミュニティ支援事業				
	地域コミュニティ支援	通年	全住民	道の駅「神林」を拠点に関係人口（ファン）創出・拡大に努めるため、集落との繋ぐ仕組みを検討し取り組む。（神林地区関係人口実行委員会にて実施）	
		6月～ 12月	中学生 以上の 住民	平成29年度に実施して5年を経過し、社会情勢も変化していることから、中学生以上の住民からアンケート調査を実施。	
	(4) 安全安心暮らし応援対策事業				
	暮らしと学び 応援対策事業	通年	全住民	安心安全に暮らしていくために高齢者や子供を守る防犯活動や災害時における避難対応について、老人クラブ、学校、PTA、自主防災組織等と連携して活動に取り組む。	
		5月28日	全住民	平林小学校と連携して、運動会に参加する。	
通年		全住民	コミュニティスクールを通し神林中学校への協力を行う。		
2 健 康 及 び 社 の 増 進	(1) ささえあいの地域づくり事業				
	ささえあいの 地域づくり事業	通年	全住民	神林地区生活支援協議体※と連携して、支え合いの地域づくりを推進する。 ※神林地区生活支援協議体とは、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう支援する仕組みづくりを目的とした組織。	
3 環 境 の 保 全 及 び 改 善	(1) 環境整備事業				
	環境整備事業	通年	全住民	荒川クリーン作戦や集落単位での環境整備に取り組み、ごみのポイ捨てを減らす取り組みも行う。	
全住民			新たな魅力を探し活用するため地域資源の発掘に取り組み、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用し広く発信する。		

## 令和4年度 収支予算(案)

### 収入

(単位:円)

区 分	本年度	前年度	比 較	説 明
1 地域まちづくり交付金	1,739,000	1,677,000	62,000	地域まちづくり交付金
2 繰越金	132,605	805,404	▲ 672,799	前年度繰越金
3 諸収入	395	596	▲ 201	利息等
合 計	1,872,000	2,483,000	▲ 611,000	

### 支出

(単位:円)

区 分	本年度	前年度	比 較	説 明
1 地域振興費	140,000	300,000	▲ 160,000	
1 地域交流事業	140,000	300,000	▲ 160,000	地域交流イベント
2 研修費	100,000	100,000	0	
1 研修事業	100,000	100,000	0	一般研修、防災研修、課題解決に向けた話し合いの場づくり、5地域まち協合同研修会
3 地域コミュニティ支援経費	1,080,000	946,000	134,000	
1 集落活動支援事業	289,000	330,000	▲ 41,000	各集落の事業を支援
2 元気づくり応援事業	515,000	516,000	▲ 1,000	手上げ方式による支援事業
3 関係人口創出・拡大事業	100,000	100,000	0	関係人口創出事業実行委員会負担金
4 住民アンケート事業	176,000	0	176,000	中学生以上全員住民アンケート
4 安全安心暮らし応援対策経費	60,000	50,000	10,000	
1 暮らしと学び応援対策事業	60,000	50,000	10,000	小・中学校との連携
5 健康・福祉増進経費	15,000	10,000	5,000	
1 ささえあい地域づくり事業	15,000	10,000	5,000	ささえあいの地域づくり、敬老会参画
6 環境保全経費	10,000	10,000	0	
1 環境整備事業	10,000	10,000	0	荒川クリーン作戦
7 組織運営経費	448,000	474,000	▲ 26,000	
1 役員報償費	262,000	262,000	0	会長 32,000円×1 副会長 22,000円×1 運営委員 17,000円×12 監事 2,000円×2 計 262,000円
2 費用弁償	20,000	20,000	0	費用弁償1,000円×20人
3 会議費	30,000	30,000	0	会場借上料1,500円×10回、お茶代等
4 消耗品費	35,000	35,000	0	コピー用紙、事務用品等
5 印刷製本費	60,000	65,000	▲ 5,000	まちづくり新聞
6 口座振替手数料	1,000	2,000	▲ 1,000	口座振替手数料
7 郵便料	40,000	60,000	▲ 20,000	郵便料
8 予備費	19,000	593,000	▲ 574,000	
合 計	1,872,000	2,483,000	▲ 611,000	

※ 区分の予算支出に不足が生じた場合は、他の区分から流用することができるものとする。

議第 3 号

平林地域集落活性化支援要項（案）の承認について

平林地域集落活性化支援要項（案）について、別紙案のとおり承認を求めます。

令和 4 年 4 月 4 日 提出

平林地域まちづくり協議会 会長 小池 利也

## 平林地域集落活性化支援要項（案）

### 1 目的

この要項は、地域の将来像である「自然と文化、ひとがかがやく支えあいの平林」を目指すため、豊かな自然環境を維持し、文化を育みながら安心してこの地に暮らす人々が笑顔で互いに助け、支え合う地域づくりに資することを目的とする。

### 2 内容

#### (1) 助成対象

助成対象は、平林地域内の集落とし、申請は集落区長とする。

#### (2) 助成対象事業

##### ①集落活動支援事業

集落の活動支援を一定の条件を付して側面から支援することを目的とした事業

1. 公益性、提案事業の成果が広く集落に還元されるものであること
2. 地域の課題解決、活力向上に有効か、住民要望に対応するものであること
3. 事業実施にあたり、多くの住民等の参加が期待できること
4. 発展性、継続性、新たな取り組みの視点があること

##### ②元気づくり応援事業

活力ある元気集落づくりに意欲的に取り組む集落及び団体に対して支援することを目的とした事業（手上げ方式による）

#### (3) 助成額（積算根拠）について

事業名	助成額（積算根拠）
集落活動支援事業	1 集落あたり固定費（3万円）に人口割（1月1日現在の集落人口に一人当たり50円をかけた金額）を加えた額（上限） ※既存の継続事業の他に新規に事業に取り組む場合、通常の集落支援額に3万円を限度として加算します。（新規に立ち上げた事業を次年度も継続する場合は、立ち上げた年度を含め3年間の加算額を保証します。ただし、事業をやめた場合は加算しません。）
元気づくり応援事業	1 集落10万円（上限） ただし、備品購入のみであれば上限は5万円までとする。なお、備品購入の場合は購入商品の表示価格（千円未満切り捨て）2分の1の額とする。※集落からの手上げ方式

#### (4) 助成対象となる条件

対象となる事業は、以下に掲げるものとする。原則、集落単位で幅広い世代が交流を図る事業で、まちづくり計画の趣旨に合致するものとする。

#### (5) 助成対象とならない事業

- ①国・県、市等の公的機関から、委託料及び補助金等の助成を受けて実施する事業。
- ②事業の目的が宗教的意義を持ち、特定の宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、



干渉等（以下「援助等」という。）となる事業。ただし、当該事業が時代の推移とともに、すでに宗教的意義が希薄化し、社会的儀礼として世俗的なものは、特定の宗教に対する援助等にならないこととし、この限りではないものとする。（例：盆踊り、塞ノ神など）

③政治上の主義を主張し、推進し、支持し、または、これに反することを目的とする事業。

④特定の個人または団体を対象とした事業で、誰が見ても飲食のみを目的とする会合、懇親会などの事業。

⑤その他、運営委員会で適当ではないと判断した事業。

#### (6) 事前審査

集落区長より助成対象事業の申請があった場合は、運営委員会で審議するものとする。なお、審議に諮り、上記(4)の条件にあう事業として認められない場合は、再度集落で内容を修正し、提出を求めることができるものとする。

### 3 補助金交付手続き【流れ】

#### (1) 申請

・関係集落区長へ「集落活性化支援補助金申請書（様式第1号）」を、12月15日に送付し、翌年1月31日までの提出期限とする。

・運営委員会において、事業内容について審査する。（2月～3月）

#### (2) 事業承認・交付決定

・運営委員会において、「事業承認（不承認）（様式第2号）」を決定し、申請者に通知する。（2月～3月）

・翌年度総会后【議決後】、直ちに申請者に対し「補助金交付決定通知（様式第3号）」を通知する。（4月）

#### (3) 実績報告兼補助金請求

・事業終了後、「事業実績報告書兼補助金請求書（様式第4号）」を提出する。【随時】

[添付] ①事業実績報告書兼補助金請求書

②事業実績が確認の取れる写真データ

③事業に係る領収書の写し

#### (4) 補助金の交付

・運営委員会に事業実績報告を行い、後日送金し交付する。【随時】

#### 附 則

この要項は、総会の議決の日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

平林地域まちづくり協議会

会 長 様

(住 所) 村上市

(集落名)

(氏 名)

印

年度 集落活性化支援補助金申請書

年度  $\left[ \begin{array}{l} 1. \text{集落活動支援} \\ 2. \text{元気づくり応援} \end{array} \right]$  事業について、下記のとおり計画したので申請します。

記

1. 事業計画

項 目	内 容		
集 落 名			
事 業 名			
実 施 予 定 日	年 月 日 (を含めて 計 日)		
参 加 予 定 人 数	名		
事 業 目 標			
事 業 内 容			
事業費予算内訳	収入内訳	・まちづくり協議会からの補助金	円
		・参加費又は区費など	円
		収入合計	円
	支出内訳	・	円
		・	円
		・	円
・		円	
	支出合計	円	

### 【補助対象経費等の留意事項】

- 集落活動支援事業は、区民が参画することを基本としていることから参加者に対する日当などを事業経費に含めることは好ましくありません。
- 地域住民の交流親睦を目的とする事業であっても、飲食経費を補助対象にすることは好ましくありません。 参加費を徴収するか、区費を充当する等で対応してください。

### 【新規事業について】

- 既存の継続事業の他に新規に事業に取り組む場合、通常集落支援額に3万円を限度として加算します。（新規に立ち上げた事業を次年度も継続する場合は、立ち上げた年度を含め3年間の加算額を保証します。ただし、事業をやめた場合は加算しません。）  
（運営委員会にて審査あり）

(様式第2号)

申請事業承認（不承認）通知書

年 月 日

様

平林地域まちづくり協議会

会長 印

貴殿より事業申請のあった 年度 

〔	1. 集落活動支援	〕
	2. 元気づくり応援	

 事業について、運営委員会において、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 申請事業内容                      承認      ・      不承認
  
- 2 運営委員会の意見
  
- 3 その他

(様式第3号)

## 補助金交付決定通知書

年 月 日

様

平林地域まちづくり協議会  
会長 印

貴殿より事業申請のあった 年度 

〔	1. 集落活動支援	〕
	2. 元気づくり応援	

 事業について、  
下記のとおり交付決定したので通知します。

### 記

- 1 助成金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 交付時期  
提出された事業報告書を精査後、額を確定し指定の口座に振り込みます。
- 3 交付条件等
  - (1) 事業を完了したときは、速やかに事業実績報告書兼補助金請求書（様式第4号）を提出すること。
  - (2) 事業の実施に当たっては裏面を遵守すること。

## 《村上市ガイドライン》

### ・事業の再委託

実施事業は、地域組織構成員が参画し行うことを基本としているため、安易に事業者  
に委託することは好ましくない。ただし、特殊技術を伴うものは、この限りではない。

### ・食糧費（飲食代）への使用基準

原則、交付金を食糧費に活用することは好ましくない。ただし、次のものについて  
は、使用できるものとする。

①会議などに出すお茶等

②反省会等の参加費補助を行う場合は、特定の構成員だけの活用を避け、組織内部で  
十分検討し、適切な運用を図ること。

### ・神事等宗教的行事に関する基準

①事業目的が、地域組織の基本方針に則し、地域コミュニティの促進であること。

②事業を行うことで特定の宗教を援助、助長、促進するものではないこと。

③一般的な慣習にしたがった儀礼で、もっぱら世俗的なものと認められるもの。

### ・備品の管理に関する基準

①事務機器やイベントの用具などで購入額が1万円以上を超えるものについては、備  
品台帳を整備し管理を行う。

②集落施設に係る備品については、対象外とする。

### ・町内及び集落、各種団体等への活動支援に関する基準

①支援に関する事業を地域まちづくり計画に搭載していること。

②支援を行うために、公平な支援制度を確立していること。

③個人の収益に繋がるものや、単に、各町内及び集落や各種団体への配分にならない  
ようにすること。

(様式第4号)

年 月 日

平林地域まちづくり協議会

会 長 様

(住 所) 村上市

(集落名)

(氏 名)

印

年度 事業実績報告書兼補助金請求書

年度  $\left[ \begin{array}{l} 1. 集落活動支援 \\ 2. 元気づくり応援 \end{array} \right]$  事業を、下記のとおり実施したので報告し、次のとおり補助金請求をいたします。

記

1. 事業報告

項 目	内 容	
集 落 名		
事 業 名		
実 施 日	年 月 日	
参 加 人 数	名	
事 業 目 標 の 達 成 度 合		
事 業 報 告 (反省点含む)		
事業費決算内訳	収入内訳	円
	・まちづくり協議会からの助成金	円
	・参加費又は区費など	円
	収入合計	円
	支出内訳	円
	・	円
・	円	
・	円	
・	円	
・	円	
支出合計	円	

2. 添付書類 領収書の写し、写真（データ提出）※

データ提出先アドレス

神林支所地域振興課自治振興室

k . s h i n k o - c h i i k i @ c i t y . m u r a k a m i . l g . j p

3. 振り込み口座

金 融 機 関 名	
口 座 の 種 類	
口 座 名 義 人	
口 座 番 号	



議第4号

平林地域まちづくり協議会役員の承認について

平林地域まちづくり協議会役員の選出について、次のとおり承認を求めます。

令和4年4月4日 提出

平林地域まちづくり協議会 会長 小池 利也

任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日

役 職	新任者	前任者
会 長	小 池 利 也	小 池 利 也
副会長	木 村 竜 也	木 村 竜 也
監 事	高 野 香 奈	木 村 清 美
監 事	伊 佐 野 直 子	佐 藤 知 江

(敬称略)



## 参 考 資 料

---

- 令和4年度役員・代議員名簿
- 第4次平林地域まちづくり計画
- 平林地域まちづくり協議会規約
- 平林地域まちづくり新聞 (Vol. 19)

□ 平林地域まちづくり協議会 役員・代議員等名簿

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年）

【運営委員】 (敬称略)

No.	集 落	氏 名	備 考
1	湯ノ沢	小池 利也	会長
2	平 林	木村 竜也	副会長
3	松 沢	佐藤 昌彦	
4	松 沢	阿部 一	
5	小岩内	高野 金一	
6	小岩内	高野 克彦	
7	川 部	佐藤 慎吾	
8	川 部	佐藤 和栄	
9	湯ノ沢	小池 正則	
10	葛籠山	鈴木 光彦	
11	葛籠山	齋藤 裕	
12	平 林	小野 浩之	
13	宿 田	高田 義久	
14	宿 田	伊佐野 農	

【監事（案）】 (敬称略)

No.	集 落	氏 名	備 考
1	宿 田	高橋 香奈	
2	宿 田	伊佐野直子	

【代議員】 (敬称略)

No.	集 落	氏 名	備 考
1	松 沢	佐藤 巧	区長
2	松 沢	田中ひとみ	
3	松 沢	田中 夏枝	
4	小岩内	松本 佐一	区長
5	小岩内	松本由美子	
6	小岩内	松本三枝子	
7	川 部	佐藤 栄一	区長
8	川 部	佐藤 稔	
9	川 部	佐藤由起子	
10	湯ノ沢	日高 章憲	区長
11	湯ノ沢	佐藤 昌美	
12	湯ノ沢	小池 美保	
13	葛籠山	齋藤 正美	区長
14	葛籠山	矢田 隆	
15	葛籠山	齋藤 美幸	
16	平 林	木村 一男	区長
17	平 林	木村 清美	
18	平 林	佐藤 知江	
19	宿 田	遠山 一榮	区長
20	宿 田	高橋 香奈	
21	宿 田	伊佐野直子	

## □ 平林地域まちづくり計画

### 1. 平林地域の現状

平林地域は、平林小学校区の松沢、小岩内、川部、湯ノ沢、葛籠山、平林、宿田の7集落からなり、人口1,719人、世帯数572戸（令和3年1月1日住民基本台帳）の神林地区内では2番目に人口の多い地域です。

南に日本一の「清流荒川」を抱き、東に推定樹齢850年の巨大姥杉が生育している薬師岳があり、古くから信仰の対象となってきました。

また、この地域には、歴史的資源が多く、最も代表的なのは、国指定平林城跡と市の文化財に指定されている千眼寺の保呂羽堂があります。各集落では、伝統芸能が盛んで川部の大神楽（市の無形文化財指定）、小岩内の獅子舞、松沢獅子舞、宿田の剣舞など、何世代にもわたり、大切に継承されてきました。

村上市では、小学校の再編により令和2年3月末で平林小学校が閉校し、4月より旧砂山小学校が新「平林小学校」として開校されました。

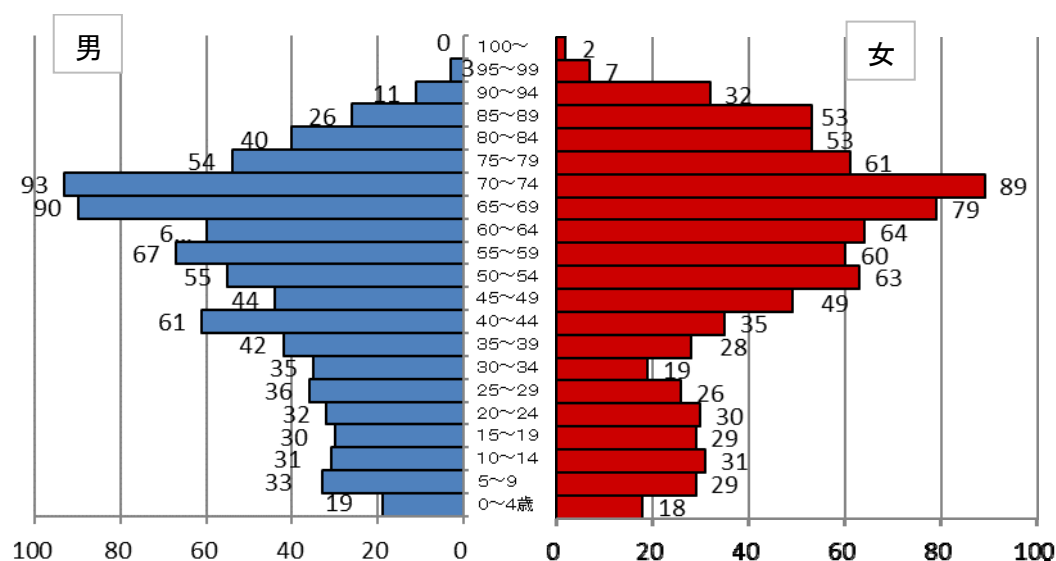
平成29年度に行われた住民アンケート調査では、この地域に住み続けたい、愛着があると答えた人が約6割で、これまでの活動が地域への誇りや愛着につながっていることが確認できました。しかし、世代別・男女別による住民ニーズや地域の課題が改めて浮き彫りとなり、今後さらなる人口減少と高齢化が見込まれる中、新たな取り組みとして関係人口の創出・拡大など時代に合った変化への対応が求められています。

【平林地域：男女年齢別集計表】

平林地域	男子	女子	合計	割合
人口	862	857	1,719	100.00%
15歳未満	83	78	161	9.40%
15歳～64歳	462	403	865	50.3%
65歳以上	317	376	693	40.3%
【参考】うち75歳以上	134	208	342	-
【参考】うち85歳以上	40	94	134	-

平林地域全体

令和3年1月1日現在：市統計資料



## 地域の将来像

# 自然と文化、ひとがかがやく支えあいの平林

- 豊かな自然環境を維持し文化を育む郷さと
  - ・清流荒川や国史跡平林城跡をはじめとした地域資源や自然環境の維持整備
  - ・平林地域の伝統や文化への理解を深め、次世代への継承を支援
- 一人ひとりの良さをいかした安心で活力ある郷さと
  - ・地域基盤の整備と住民への参画を促す情報発信
  - ・地域の課題解決と住民交流を推進することと、そのための基盤づくり
  - ・地域産業、コミュニティビジネスの発掘、開発
  - ・関係人口創出・拡大
  - ・災害時の避難対応
- 笑顔いっぱい、支えあう元気な郷さと
  - ・心と体の健康づくり
  - ・生活弱者を支える仕組みづくり
  - ・子どもたちとの触れ合い
  - ・ボランティア養成
  - ・敬老会の実施

### 事業計画年度(実施年度:令和3年度～令和5年度)

基本方針	事業項目	実施年度			備考
		3	4	5	
豊かな自然環境を維持し文化を育む郷	環境整備事業	▶			
	地域資源の発掘と活用	▶			
	伝統文化を守り受け継ぐ取り組み	▶			
一人ひとりの良さをいかした安心で活力ある郷	交流事業の実施	▶			
	地域の課題解決のための基盤整備と人材育成	▶			コミュニティ支援を含む
	関係人口創出・拡大	▶			
笑顔いっぱい、支えあう元気な郷	健康づくり	▶			
	ささえあいの地域づくり	▶			
	学校連携事業	▶			砂山地域まちづくり協議会と協力

※いずれの事業も集落、他団体と連携して取り組む。

※小学校再編に伴う今後のまちづくり協議会のあり方について研究していきます。

# 平林地域まちづくり協議会規約

平成24年3月13日制定

平成25年4月12日改正

## (目的)

第1条 本会は、平林地域の豊かな自然環境や文化を未来への贈り物とし、この地に暮らす人々それぞれの良さを活かし、お互い知恵を出し合い、協力し合って、活気と魅力あふれる地域を目指し活動することを目的とする。

## (名称)

第2条 本会は、平林地域まちづくり協議会と称する。

## (事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、神林支所地域振興課自治振興室(村上市岩船駅前56番地)に置く。

## (事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

## (構成)

第5条 本会は、平林地域に居住する人及び平林地域で事業を行う個人若しくは法人、又は平林地域で活動する各種団体をもって構成する。

## (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長、副会長は、運営委員会において委員の互選により選出し、総会の承認を得る。

3 監事は、運営委員会において代議員の中から選出し、総会の承認を得る。

## (役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

4 必要に応じて、その他の役員を置くことができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期終了後においても後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(報償費及び費用弁償)

第9条 役員等に対し、報償費及び費用弁償を支払うものとする。

(運営委員)

第10条 運営委員は、平林地域の居住者で、別表により各集落から選出された14名とする。

2 運営委員は、運営委員会において総会に付議する事項及び本会の運営に関することを審議する。

3 運営委員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠により選出された運営委員任期は、前任者の残任期間とする。

5 運営委員は、代議員を兼務することができない。

(代議員)

第11条 代議員は、次により選出する。

(1) 平林地域を構成する集落区長。ただし、集落区長が第10条に定める運営委員に選出された場合は、その代理者とする。

(2) 平林地域の居住者で、別表により集落推薦を受けた者とする。

(3) 本会の趣旨に賛同し、その活動に参画する者で、運営委員会の承認を受けた者とする。

2 代議員は、総会において運営委員会が提案する議題を審議し、議決する。

3 代議員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 代議員に欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

5 代議員は、運営委員を兼務することができない。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、運営委員会とする。

(総会)

第13条 総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議、決定する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は、代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。

4 総会の議長は、出席代議員のうちから選出する。

5 総会は、代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

6 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



7 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 規約の制定及び改正に関すること。
- (3) 会長、副会長、監事の承認に関すること。
- (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
- (5) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関することを審議、決定する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

(事務局)

第16条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局には事務局員を置き、地域振興課自治振興室職員を充てる。
- 3 事務局員は、本会の事務及び会計事務を処理する。

(会計)

第17条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、その他収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支をすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第18条 本会の事業計画及び収支予算は、運営委員会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査)

第19条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び積立金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第20条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第21条 本会が、各種取組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第22条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り、別に定める。

#### 附 則

この規約は、平成24年3月13日から施行する。

改正後の規約は、平成25年4月12日から施行する。

(別表) (第10条、第11条関係)

集 落	定 数
松 沢	2 名
小岩内	2 名
川 部	2 名
湯ノ沢	2 名
葛籠山	2 名
平 林	2 名
宿 田	2 名

ただし、年齢、性別等を考慮することとする。



## 平林地域まちづくり協議会

---

村上市神林支所地域振興課内  
〒959-3492

村上市岩船駅前56番地

電話、告知端末：0254-66-6122

F A X：0254-66-6110

[https://www.facebook.com/](https://www.facebook.com/hirabayashichiiki/)

hirabayashichiiki/